

生駒市条例第17号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6章を第7章とし、第5章を第6章とし、第4章を第5章とする。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31,800円」を「30,570円」に改め、同項第2号中「41,340円」を「39,310円」に改め、同項第3号中「47,700円」を「46,360円」に改め、同項第4号中「57,240円」を「60,480円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「67,200円」に改め、同項第6号中「76,320円」を「80,640円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「82,680円」を「87,360円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「95,400円」を「100,800円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「101,760円」を「114,240円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第14号中「152,640円」を「188,160円」に改め、同号を同項

第18号とし、同項第13号中「139,920円」を「168,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第17号イ」を加え、同号を同項第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 174,720円

ア 合計所得金額が1,400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 181,440円

ア 合計所得金額が1,600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第1項第12号中「127,200円」を「161,280円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号中「117,660円」を「154,560円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「111,300円」を「141,120円」に改め、同号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同号イ中「、第12号イ又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 147,840円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 127,680円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,080円」を「19,150円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,080円」を「19,150円」に、「25,440円」を「25,870円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,080円」を「19,150円」に、「44,520円」を「46,030円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

第9条第1項中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 保健福祉事業

（保健福祉事業）

第3条の2 本市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49の規定により、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために介護用品を支給する事業を行う。

第3条の3 前条に規定する事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。